

核燃料物質の KEK つくばからの払出方法

■■■本件に関する問い合わせ先■■■

放射線受付（放射線受付棟，内線：3500，外線：029-864-5496，E-mail：kek3500@ml.post.kek.jp）
営業時間：平日 8:30～12:00 及び 13:00～18:30

■■■KEK への送付物の宛先（放射線受付宛）■■■

〒305-0801 茨城県つくば市大穂 1-1
高エネルギー加速器研究機構 放射線管理棟 放射線事務室 気付
放射線受付 行（029-864-5496）

■■■手続きの流れ■■■

1. 核燃様式 3 号，核燃様式 4 号の作成

- ・「核燃料物質払出許可願（核燃様式 3 号）」、「核燃料物質払出表（核燃様式 4 号）」を作成する。
搬出元の所長の許可印を得ること。

2. 核燃様式 3 号，核燃様式 4 号の提出

- ・核燃様式 3 号，核燃様式 4 号を放射線受付に送付する。（放射線受付への宛先は上に記載あり）

3. 放射線管理室の承認及び機構長の許可（放射線受付が担当）

- ・KEK の計量管理責任者及び放射線取扱主任者が払出を承認する。KEK 機構長が払出を許可する。

4. 核燃様式 5 号，核燃様式 6 号の作成

- ・「核燃料物質移動通知書（払出元保管）（核燃様式 5 号）」を作成する。
- ・「核燃料物質移動通知書（受入事業所保管）（核燃様式 6 号）」を作成する。

<核燃料物質移動通知書に記載する KEK の情報>

事業所：高エネルギー加速器研究機構，MBA コード：JW-Y，所在地：茨城県つくば市大穂 1-1
責任者：松村 宏，発送者：松村 宏

5. 核燃料物質の搬出前放射線測定（放射線受付が担当）

- ・放射線受付による線源・運搬容器・運搬容器から 1m のサーバイと，運搬容器のスミア汚染検査を実施する。
（原則，払出の前日に行く。返却と払出が同日の場合は返却の際に実施する。余裕をもって放射線受付に連絡する。）

<注意事項>

- ・使用終了から実験者への引き渡しまでに十分な時間を確保すること。（汚染検査等に 3 時間程度必要）
- ・汚染検査で持ち出し不可になった場合の対応を考慮すること。

5. 核燃料物質の実験者への引き渡し

- ・放射線受付から実験者へ連絡を取って核燃料物質を引き渡す。

6. 核燃料物質の KEK つくばからの発送

- ・実験責任者が搬出先へ核燃料物質を発送する。

<注意事項>

- ・持ち出し者は実験責任者とする。実験責任者に代わるものとする場合は事前に連絡すること。
- ・受け渡しは軒先渡しとする（輸送は持ち出し者の責任で行うこと）
- ・発送・輸送は持ち出し者が行うこと

7. 核燃料物質の搬出先での受け取り

8. 核燃様式 3 号，核燃様式 4 号，核燃様式 5 号，核燃様式 6 号の送付

- ・核燃様式 3 号，核燃様式 4 号，核燃様式 5 号，核燃様式 6 号を放射線受付から実験責任者に渡す。

9. 核燃様式 5 号の返送

- ・核燃様式 5 号に押印の上，放射線受付に返送する。（放射線受付への宛先は上に記載あり）

10. 核燃料物質の払出完了